



鳥取県公報

平成15年 2月21日(金)
号外第9号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(3)(給与課)..... 1

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 2月21日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第3号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条の2 期末手当基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる者が一般職員となった場合(第5号及び第6号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項に規定する在職期間に算入する。</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 条例第4条第11項に規定する再任用職員(次号</p>	<p>第3条の2 期末手当基準日以前3箇月以内(期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間において、次に掲げる者が一般職員となった場合(第5号及び第6号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項に規定する在職期間に算入する。</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 条例第4条第11項に規定する再任用職員(次号</p>

において「再任用職員」という。)以外の職員 100分の140(条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員(以下この条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の180)

(2) 再任用職員 100分の70(特定幹部職員にあっては、100分の90)

第9条 第3条の2第1項の規定は、前条に規定する一般職員として在職した期間の算定についてこれを準用する。

2 略

別表第3(第11条関係)

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

において「再任用職員」という。)以外の職員 6月に支給する場合には100分の120(条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員(以下この条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の160)、12月に支給する場合には100分の110(特定幹部職員にあっては、100分の150)

(2) 再任用職員 100分の60(特定幹部職員にあっては、100分の80)

第9条 第3条の2第1項の規定は、前条に規定する一般職員として在職した期間の算定についてこれを準用する。この場合において、同項中「期末手当基準日以前3箇月以内(期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間」とあるのは「勤勉手当基準日以前6箇月以内の期間」と読み替えるものとする。

2 略

別表第3(第11条関係)

基準日	支給日
3月1日	3月15日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年6月に支給する期末手当に関する改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第3条の2第1項の規定の適用については、同項中「6月」とあるのは、「3月」とする。